

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示 県営土地改良事業計画を変更した件 六
- 保安林の指定施業要件を変更する件 六
- 道路の区域を変更する件四件 六
- 公告 随意契約の相手方を決定した件 七
- 福島県教育委員会教育長 一般競争入札を行う件 七
- 正誤 平成二十六年十一月二十一日付け号外第五十六号中 七

## 告 示

### 福島県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、田村地区に係る県営広域営農団地農道整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
  - 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
  - 平成二十七年二月九日から
  - 同 年三月二日まで（二十二日間）
- 三 縦覧の場所
  - 田村市役所及び小野町役場

### 福島県告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
    - いわき市大久町大久字石ノ本七九の二、字滝ノ尻九七の三、九七の四、九七の八、九七の一、字一盃森九〇の二、九〇の三二から九〇の四七まで、九〇の五三、九〇の五四、字芦沢二四一の二三、二四一の八二から二四一の九五まで、二四一の一〇四、二四一の一〇五、二四一の二九から二四一の三六まで、二四一の一四〇、字寺ノ作二二七の六、二二七の四二、二二七の四三、二二七の四五、二二七の四七から二二七の四九まで、二二八の九、二二八の一七、二二八の四二、二二八の四四から二二八の八八まで、二二八の一〇三から二二八の一三三まで、二二八の一八八、二二八の一九〇、二二八の一九一、二二八の二〇一、二二八の二〇二、字入間沢七四の四〇、七四の六五から七四の六七まで、七四の七〇から七四の七五まで、七四の七九、七四の一〇七から七四の一〇六まで、七四の一四〇から七四の一五七まで、七四の一七〇から七四の一七五まで、七四の一八六から七四の一八八まで、七四の一九六、七四の一九七、七四の二一〇から七四の二一七まで、大久町小久字南沢一の四、一の三三、一の四六から一の六〇まで、一の一〇一から一の二六まで、一の二九、一の三二から一の三七まで、一の一四〇、一の一五七から一の一六三まで
  - 二 保安林として指定された目的
    - 土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）

### 福島県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県中建設事務所で平成二十七年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十七年二月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道いわき石川線	石川郡古殿町大字鎌田字若神子一〇番一地先から同郡同町大字仙石字木戸脇八四番一地先まで	変更前	変更後	八・二〇〇 一三・八〇〇	七四八・五〇〇

(道路計画課)

福島県告示第七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十七年二月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道古殿須賀川線	石川郡石川町大字湯郷渡字米子平二〇八番一地先から同郡同町大字母畑字樋田三番二地先まで	変更前	変更後	六・三〇〇 八・〇〇〇	五八・〇〇〇

(道路計画課)

福島県告示第七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十七年二月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道浅川古殿線	石川郡古殿町大字仙石字叶神六二番二地先から同郡同町大字仙石字叶神八七番二地先まで	変更前	変更後	九・〇〇〇 一三・〇〇〇	三三三・〇〇〇

(道路計画課)

福島県告示第七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十七年二月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道塩川山都線	喜多方市塩川町四奈川字西鏡百二〇四三番地先から同市塩川町四奈川字西鏡百一四番地先まで	変更前	変更後	八・六〇〇 二八・八〇〇	五三三・〇〇〇

(道路計画課)

**公告第30号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムサーバ更新業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年2月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県情報通信ネットワークシステムサーバ更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年12月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
42,876,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第2号該当

(情報政策課)

**公告第1号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センターほか98施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年2月6日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県教育センターほか98施設の電気供給業務一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 平成27年6月1日から平成28年5月31日まで
- (4) 供給場所 福島県教育センター（福島県福島市瀬上町字五月田16番地）ほか98施設

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。
- (5) 特定規模電気事業者にあつては、福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)（特定規模電気事業者にあつては2の(4)及び(5)）に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年2月27日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県教育庁財務課  
電話024-521-7754
- なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年2月27日（金）午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において、平成27年2月6日（金）から同月27日（金）まで（土曜日、日曜日及び同月11日（水）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
- 次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成27年2月20日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 平成27年3月23日（月）午後3時
- (2) 場所 福島県自治会館303会議室（福島県福島市中町8番2号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年3月20日（金）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Electricity Supply for use at Fukushima Prefectural Education Centre and 98 other facilities  
1set
- (2) Time-limit of tender(by hand): 3:00p.m., 23 March 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail): 5:15p.m., 20 March 2015
- (4) Contact point for the notice : Finance Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8688 Japan TEL024-521-7754

(財 務 課)

○平成二十六年十一月二十一日付け号外第五十六号中		ページ	正 誤
		段 行	
二	三二	平成23年度8月	同年度8月

正 誤

